

**令和8年度広島県市民後見人等養成研修委託業務
公募型プロポーザル評価基準**

| 評価項目 | 評価基準 | 点数 (①) | 係数 (②) | 配点③ (①×②) |
|-----------------|--|-----------|-----------|--------------|
| 目的・趣旨 (A) | ・事業の目的・趣旨を十分に理解した上で、県民公開講座、市民後見人等養成研修のコンセプト等が示されているか。 | 0～4 | 2 | 8 |
| 企画提案 (B) | 【市町説明会】 ・提案内容が各業務の目的に合致しており、対象（市町職員、市町社協職員）に向けた権利擁護支援の担い手養成・確保に対する意識啓発及び理解促進を図ることができるものとして、効果を期待できるか。 | | 2 | 8 |
| | 【県民公開講座】 ・提案内容が各業務の目的に合致しており、対象（県民）に向けた権利擁護支援、特に市民後見人等の活動に対する意識啓発及び理解促進を図ることができるものとして、効果を期待できるか。 | | 2 | 8 |
| | 【市民後見人等養成研修】 ・提案内容が各業務の目的に合致しており、対象（県民：受講者）に向けた権利擁護に関する理解促進、知識定着を図ることができるものとして、効果を期待できるか。 | | 2 | 8 |
| | 【市民後見人等養成研修】 ・提案内容（グループワークやレポート作成、効果測定等）において、受講者が権利擁護支援の担い手としてふさわしい人となりを持っているかを確認可能なものとなり、効果を期待できるか。 | | 3 | 12 |
| | 【市民後見人等養成研修】 ・提案内容において、受講者が県内各地域の権利擁護支援の状況を理解できる内容となっており、効果を期待できるか。 | | 2 | 8 |
| | 【市民後見人等養成研修】 ・オンデマンド型での講義の受講状況の確認方法が有効なものとなり、効果を期待できるか。 | | 3 | 12 |
| | ・配慮が必要な講座参加者や受講者がいる場合に、必要な対応を行うことができるものとして、効果が期待できるか。 | | 2 | 8 |
| | ・各広告媒体から県民公開講座及び市民後見人等養成研修へ誘導するための効果的な提案内容となっているか。 | | 3 | 12 |
| | ・企画内容全体を通して、養成研修を確実に実施できる内容となっているか。 | | 3 | 12 |
| スケジュール・組織体制 (C) | ・業務期間全体を通してのスケジュール設定は妥当か。また、人員体制が確保されており、迅速かつ柔軟な連絡調整が可能な体制となっているか。 | 2 | 8 | |
| 業務実績 (D) | ・本業務と同種又は類似業務の経験や知見があり、本業務を確実に効果的に遂行する十分な実績を有しているか。 | 2 | 8 | |
| 経済性 (E) | ・適切な見積額となっているか。 (計算式) 配点(4点)×提案者中の最低見積額／当該提案者の見積額 ※小数点以下を四捨五入 | 1 | 4 | |
| | ・見積もりの経費内訳が明確であり、妥当性があるか。 | 1 | 4 | |
| 合計 | | | 30 | 120 |

※評価項目ごとに、次の指標に基づき5段階の採点を行う。

※選定委員会の委員による評価結果の合計が、満点(600点:120点×委員数5)の6割に満たない場合は選定しない。

※「不十分」が2項目以上あった場合は、選定しない。

| 指標 | 非常に評価できる | 評価できる | 標準 | やや不十分 | 不十分 |
|----|----------|-------|----|-------|-----|
| 点数 | 4 | 3 | 2 | 1 | 0 |